

Q2

過去に百日咳に罹ったことがあります。DPT ワクチンの接種はどうすればよいでしょうか。

A

平成20年（2008）3月21日の定期（一類疾病）の予防接種実施要領の改正で、DPT ワクチンあるいはDTトキソイド（沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド）のいずれも定期接種として用いることができるようになりました。ただし、同一種類のワクチンを必要回数接種することとされています。その理由として、初回接種の回数は、DPT ワクチンを用いる場合は3回、DTトキソイドを用いる場合は2回と異なりますので、DPT ワクチンとDTトキソイドを混在して初回接種を行うことはできません。百日咳の臨床診断は難しい場合が多く、検査室診断で確認されていない場合は、明らかに罹患したと考えない方が良く、百日咳の罹患の有無がはっきりしない場合については、DPT ワクチンを用いて規定通りの接種を行います。また、平成20年（2008）3月21日の定期（一類疾病）の予防接種実施要領の改正で、第1期の接種については、ジフテリア、百日咳、破傷風のいずれかの疾病に罹患していても、罹患していない疾病に対応するワクチン成分を含む混合ワクチンを使用することが可能となりました。すなわち、百日咳に罹患したことがあっても、DPT ワクチンを定期接種として接種することが可能となりました。